

シャープ株式会社亀山工場立地に伴う経済波及効果等について

1 雇用

【調査方法】

シャープ(株)亀山工場立地に伴う雇用創出効果について、同工場及び同工場と直接取引関係にある企業(合計 29 社)を対象にヒアリング等を実施し、各企業の雇用者数を調査しました。

調査は平成 26 年 5 月 1 日時点を基本としています。

【調査結果】

① シャープ(株)亀山工場立地に伴い、平成 26 年 5 月時点での対象企業 29 社全体における雇用者数は、約 8,600 名となっています。平成 16 年 1 月の操業開始時(約 2,500 名)と比較し、約 3.5 倍の増加となっています。

企業別内訳では、平成 26 年 5 月時点で、シャープ(株)約 2,200 名、シャープ(株)亀山工場内協力企業 約 300 名、県内で新增設した関連企業 約 6,100 名となっています。

雇用形態別では、平成 26 年 5 月時点で、正社員約 5,600 名、派遣・業務請負等従事者約 3,000 名となっています。

② シャープ(株)亀山工場を含めた 29 社のうち 4 社が、平成 26 年 4 月に県内高校新卒者 34 名を採用しています。平成 16 年度から平成 26 年度までの県内高校新卒者採用者数(各年 4 月採用)は累計 1,139 名になりました。

◇ 総雇用者数の推移 (概数)

(単位:名)

区分	H16.1 (操業)	H17.5	H18.5	H19.5	H20.5	H21.5	H22.5	H23.5	H24.5	H25.5	H26.5
シャープ(株)	500	1,300	2,000	2,300	3,100	3,000	2,700	2,200	2,200	2,200	2,200
協力企業※ 1	1,200	2,000	2,000	1,800	1,600	1,200	1,400	1,100	300	300	300
内 訳	生産	1,000	1,600	1,500	1,300	1,100	800	1,000	800	0	0
	非生産	200	400	500	500	500	400	400	300	300	200
関連企業※ 2	800	2,400	3,200	3,600	3,900	2,600	2,800	3,800	5,200	5,700	6,100
計	2,500	5,700	7,200	7,700	8,600	6,800	6,900	7,100	7,700	8,200	8,600

※1 「協力企業」:シャープ(株)亀山工場敷地内で操業している企業

※2 「関連企業」:シャープ(株)亀山工場敷地外で操業している県内立地企業

◇ シャープ(株)、協力企業<工場内>、関連企業の合計(H25.5における総雇用者数) (単位:名)

区分		企業数	雇用者数	備考
総雇用者数		29	約8,600	<雇用形態別> 正社員 約5,600 派遣、請負等 約3,000 <地域別> 亀山市内事業所分 約5,800 鈴鹿以北事業所分 約1,000 津市以南事業所分 約1,800
内 訳	新規採用者数	28	約6,000	シャープ(株)亀山工場及び同工場内協力企業:約700
	社内異動	16	約2,600	
	県内出身者	28	約6,800	シャープ(株)亀山工場及び同工場内協力企業:約1,800
	県外出身者	18	約1,800	
新規県内出身常用雇用者数		18	約2,800	シャープ(株)亀山工場及び同工場内協力企業:約400
26年4月の県内高校新卒採用数		4	34	H16年度以降累計:1,139名

2 税 収

【調査方法】

シャープ(株)亀山工場及び同工場立地に伴い新設又は増設を行った製造業12社(新規立地5社、新規増設2社、既存増設5社)、ユーティリティー関連4社及び物流関連等4社、計21社を対象とし、法人事業税及び法人県民税の額を計上しました。

【調査結果】

調査対象とした上記21社の平成25年度県税収入(法人事業税、法人県民税、地方法人特別税)は約31.4億円となっています。

リーマンショックの景気悪化による影響を受けた平成21年度(約2.4億円)から約29.0億円増加していますが、リーマンショック前の平成20年度(約47.7億円)と比較すると、約7割程度の水準となっています。平成16年度以降の税収累計額は、約408.0億円となりました。

◇ 法人事業税及び法人県民税(法人税割のみ)調定額実績 ※3 (単位:億円)

区分	H15年度		H16年度 (操業)		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	立地 企業分 ※4	うち 鈴亀分 ※5	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分	立地 企業分	うち 鈴亀分
収入 合計額	33.3	5.5	49.7	14.5	60.3	21.7	65.6	26.3	60.4	20.4	47.7	14.3	2.4	1.1	29.1	4.0	40.6	2.0	20.8	3.8	31.4	6.6
16年度以降 累計額			49.7	14.5	110.0	36.2	175.6	62.5	236.0	82.9	286.7	97.2	286.1	98.3	315.2	102.3	355.8	104.3	376.6	108.1	408	114.7
5年度比 税収増加額			16.4	9.0	27.0	16.2	32.3	20.8	27.1	14.9	14.4	8.8	0	0	0	0	7.3	0	0	0	0	1.1

※3 平成20年度の税制改正により、法人事業税の税率が引き下げられ、その引き下げた部分を新たに創設された地方法人特別税(国税)としているため、平成21年度以降の税収は、地方法人特別税を含めた数字

※4 「立地企業分」: 税収調査の対象としている21社の合計。

※5 「うち鈴亀分」: 21社のうち鈴鹿市・亀山市内の企業12社の合計

3 製造品出荷額

【調査結果】

① 県全体の製造品出荷額は平成 18 年に 10 兆円を超え、堅調に推移してきました。平成 21 年はリーマンショック等の影響で大幅に減少したものの、平成 24 年(確報値)は、持ち直し、10 兆 1,370 億円となりました。

全国順位は、平成 18 年以降全国 9 位の水準を維持しています。

② シャープ(株)亀山工場が平成 16 年 1 月に操業を開始して以降、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の製造品出荷額は、8,725 億円(H15 年)から 1 兆 5,666 億円(H24 年)と大幅に増加し、平成 16 年以降、三重県は全国1位の水準となっています。

「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の製造品出荷額の伸びを従業員規模別で比較すると、中小規模(300 人未満)の事業所では 422%(H23 年対 H15 年)、大規模の事業所(300 人以上)では 161%(同)となっています。

◇ 三重県における製造品出荷額の推移

(単位:億円)

区分		H15 年	H16 年 (操業)	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	
製造業合計額		78,039 (100)	87,751 (112)	94,581 (121)	107,885 (138)	116,018 (149)	117,451 (151)	93,746 (120)	97,647 (125)	94,157 (121)	101,370 (130)	
全国順位		10 位	10 位	10 位	9 位	9 位	9 位	9 位	9 位	9 位	9 位	
電子回路製造業	製造品出荷額	8,725 (100)	12,491 (143)	13,359 (153)	16,126 (185)	21,761 (249)	23,656 (271)	19,419 (223)	18,865 (216)	14,061 (161)	15,666 (180)	
	全国順位	2 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	
	規模別 従業員	300人 未満	634 (100)	1,133 (179)	1,252 (198)	1,517 (239)	1,731 (273)	2,563 (404)	1,744 (275)	1,352 (213)	1,815 (286)	2,675 (422)
		300人 以上	8,091 (100)	11,359 (140)	12,107 (150)	14,609 (180)	20,030 (248)	21,093 (261)	17,675 (218)	17,513 (216)	12,246 (151)	12,990 (161)

(資料出所:経済産業省「工業統計調査」)

参考 亀山市の状況

(1)人口の状況(4月1日時点 住基台帳人口及び外国人登録者数の計)

(単位:人)

区分	13年	15年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
人口	47,875	47,919	48,517	48,824	49,110	50,001	50,245	50,404	50,211	50,001	49,661	49,914
うち20代	6,578	6,148	6,254	6,380	6,440	6,794	6,719	6,663	6,348	6,010	5,719	5,551
うち30代	6,038	6,383	6,740	6,892	7,065	7,306	7,384	7,458	7,397	7,224	6,941	6,930
市人口増加率 <H13比>	—	0.1%	1.3%	2.0%	2.6%	4.4%	5.0%	5.3%	4.9%	4.4%	3.7%	4.3%
県人口増加率	—	0.2%	0.6%	0.4%	0.4%	0.5%	0.3%	-0.1%	-0.4%	-0.8%	-1.5%	-1.9%
20代増加率	—	-6.5%	-4.9%	-3.0%	-2.1%	3.3%	2.1%	1.3%	-3.5%	-8.6%	-13.1%	-15.6%
30代増加率	—	5.7%	11.6%	14.1%	17.0%	21.0%	22.3%	23.5%	22.5%	19.6%	15.0%	14.8%

※H13、H15は、旧亀山市と旧関町の合算数字を使用(亀山市調べ)

(2)財政の状況

(単位:百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
歳入額	18,048	17,238	18,332	20,644	20,059	19,202	20,171	24,618	23,621	22,121	20,565	21,542	21,158	20,640
自主財源額	10,855	10,918	10,643	12,798	13,263	13,680	15,632	16,515	18,098	15,485	14,406	14,041	13,463	12,729
地方税額	7,707	7,386	7,175	8,039	10,092	11,000	13,254	14,618	13,884	12,341	11,764	10,348	11,328	10,653
法人市民税	747	475	680	1,073	1,534	1,965	1,765	1,443	564	922	1,194	670	897	780
固定資産税	3,873	4,011	3,720	4,215	5,654	5,793	7,578	9,117	9,316	7,706	6,859	5,957	6,670	6,116
自主財源 割合	60.1%	63.3%	58.1%	62.0%	66.1%	71.2%	77.5%	67.1%	76.6%	70.0%	70.0%	65.2%	63.6%	61.4%
財政力指数 (単年)	0.78	0.82	0.78	0.84	1.06	1.15	1.38	1.45	1.34	1.05	0.97	0.98	0.98	0.97
歳入額 <H13比>	—	95.5%	101.6%	114.4%	111.2%	106.4%	111.8%	136.4%	130.9%	122.6%	113.9%	119.4%	117.2%	114.4%

(亀山市歳入歳出決算書・予算書)

(3)製造品出荷額の推移(従業者4人以上の事業所)

区分	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
製造品出荷額 (億円)	3,589	3,406	3,451	5,957	7,895	8,767	10,920	13,843	10,115	10,860	6,247	7,637
事業所数	169	168	162	152	158	143	150	155	142	135	133	124
製造業従業員数 (人)	7,758	7,953	7,669	9,583	10,206	10,701	12,008	12,438	10,657	10,523	9,846	9,630
従業員当たり製造品出荷額 (万円)	4,626	4,283	4,499	6,216	7,736	8,192	9,094	11,130	9,491	10,320	6,345	7,930
製造品出荷額 <H13比>	—	94.9%	96.1%	166.0%	167.2%	244.3%	304.3%	385.7%	281.8%	302.6%	174.1%	212.8%

※13年～16年は旧亀山市と旧関町の合算数値(工業統計調査)

(4)住宅建築(民間共同住宅)の状況

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
アパート建築 確認申請戸数 (戸)	249	458	583	695	770	282	192	34	6	12	16	30
延床面積(㎡)	12,448	20,810	22,310	28,258	33,498	11,357	10,854	1,921	490	1,091	799	1,712
戸数累計(戸)	249	707	1,290	1,985	2,755	3,037	3,229	3,263	3,269	3,281	3,297	3,327

(亀山市調べ)

(5)公共交通機関の状況 (タクシーの状況)

区分	13年度	15年度	16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
会社数	3	6	6	6	7	6	6	6	6	5	4	4
台数	25	39	45	51	56	44	40	41	40	39	37	37

(タクシー会社への聞き取りによる)

(6)物流の状況(亀山IC及び亀山PAスマートIC交通量)

(単位:千台)

区分	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
亀山IC	17,486	17,478	18,324	18,518	12,737	13,145	13,118	10,185	13,500	12,949	12,476	12,373	12,320
スマートIC	-	-	-	-	90	459	498	609	610	885	860	840	920

(中日本高速道路㈱調べ)

- ※ 平成17年12月、シャープ(株)亀山工場に至近の亀山PAにスマートインターチェンジが設置されました。
- ※ 平成17年3月、伊勢自動車道と東名阪が直結されました。
- ※ 平成20年2月、新名神高速道路(亀山JCT～草津JCT)が開通しました。

(7)宿泊施設の状況

区分	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
登録数	ビジネスホテル	1	3	3	5	5	7	7	7	7	7
	国民宿舎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	旅館	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	計	7	9	9	11	11	13	13	13	13	13
室数	ビジネスホテル	85	311	311	612	612	992	992	989	989	989
	国民宿舎	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
	旅館	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
	計	147	373	373	674	674	1,054	1,054	1,051	1,051	1,051
収容人員	ビジネスホテル	88	336	336	689	689	1,308	1,308	1,304	1,304	1,304
	国民宿舎	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	旅館	107	107	107	107	107	107	107	103	103	103
	計	315	563	563	916	916	1,535	1,535	1,527	1,527	1,527

(観光レクリエーション入込客数推計書等)

亀山・関テクノヒルズ工業団地について

1 背景と経過

- H01.10 住友商事(株)が旧亀山市、旧関町にわたる工業・住宅団地計画を樹立
- H03.08 住友商事(株)、旧亀山市、旧関町で基本協定書を締結
(行政の援助：農用地除外、公共事業の促進、開発許可等関係機関との調整、地域住民との連絡調整)
農村活性化土地利用構想を策定、農地利用を流動化
(農業振興地域の変更及び農用地の除外)
- H06.08 都市計画法 32 条協議終了 (第 1 工区)
- H10.11 開発許可 (第 1 工区 147ha)
バブル崩壊後の経済状況の悪化により企業の設備投資の減少、主要な製造業の海外移転等により企業誘致が難航し開発に着手できず。

2 企業誘致への取り組み

(1)三重県の 4 つのバレー構想 (H.12.01)

- ①クリスタルバレー (液晶関連産業の集積)
- ②シリコンバレー (半導体関連産業の集積)
- ③メディカルバレー (医療・健康・福祉関連産業の集積)
- ④パールバレー (IT 関連産業の集積)

(2)企業への提案

シャープ(株)の新工場建設の動きを察知し、クリスタルバレー構想の核となる企業として県主導により誘致活動を展開

(3)企業の進出要件

敷地面積 10 万坪の要件を満たす工場用地は、県内の公的団地、民間団地の中で亀山・関テクノヒルズ工業団地のみ

(4)計画の見直し

住友商事(株)が企業の進出要件に見合った工業団地とすべく開発計画を見直し

3 操業開始までの工程

- 進出表明 平成 14 年 2 月 14 日
- 造成工事 着手：平成 14 年 4 月 ～ 完成：平成 15 年 4 月
- 建設工事 着手：平成 14 年 9 月 ～ 完成：平成 15 年 6 月
- 操業開始 平成 16 年 1 月 (シャープ亀山第 1 工場)

4 企業立地に対する行政等の支援策

(1)推進体制の整備

平成 14 年 2 月に企画課内に助役を本部長とする企業誘致推進室を設置、職員は関町からの出向 1 名を加えた 6 名 (専任 3 名、兼任 3 名)

(2)定例会議の開催

シャープ(株)、住友商事(株)、三重県、市による定例連絡調整会議を開催 (月 2 回)

※開発に係る法的諸手続き等の円滑化を図る。

(3)インフラ整備等

・最大 6,000t/日 を供給 (市工業用水道事業)

・民間賃貸共同住宅の新築促進による住宅供給 (亀山市民間賃貸共同住宅新築促進条例制定)

・道路、上水道の一部基盤整備

・周辺道路等の環境改善を要望

(工業団地入口の交差点改良、亀山 I.C の改良、国道 1 号関バイパス早期着工を関係機関に要望、県道整備促進要望、JR 関西本線利便性改善要望)

(4)奨励金制度の創設（亀山市産業振興条例制定 H14年5月）

①目的

新規産業の創出や既存企業の新規設備投資による産業立地促進並びに産業の高度化を図り、就労の場の確保、市の産業経済の振興及び市民生活の向上に資することを目的とする。

②奨励措置の対象

物品の製造事業、物流施設、研究開発等のソフト事業など

③奨励金の額

区 分	奨励金の額及び交付方法
1 投下固定資産総額が10億円以上であり、かつ、新規雇用者数が30人以上である事業所の新設又は増設を行う事業者	各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の100分の50に相当する額（1億円を限度とする。）を3年間交付する。
2 投下固定資産総額が200億円以上であり、かつ、新規雇用者数が100人以上である事業所の新設又は増設を行う事業者	各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の100分の70に相当する額（2億円を限度とする。）を5年間交付する。
3 投下固定資産総額が600億円以上であり、かつ、新規雇用者数が300人以上である事業所の新設を行う事業者（規則で定める期間内にこの要件を満たす事業者を含む。）	各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の100分の90に相当する額を15年間交付する。ただし、交付限度額は、総額45億円とする。

※平成20年3月条例改正（別紙資料）

市内事業所の設備投資を一層促進する奨励措置制度に改正

(5)地域経済界の支援

商工業団体への情報提供を行い、企業進出によるビジネスチャンス活用及び支援体制を要請

※亀山商工会議所及び関商工会が連携し「亀山・関テクノヒルズ企業立地支援協議会」を設立（事務局：亀山商工会議所）

5 シャープ(株)誘致による主な液晶関連企業の集積

H14.06.26 液晶用カラーフィルタのトップメーカー凸版印刷(株)進出表明

(H17.08.10 凸版印刷(株)三重工場の増設発表-2006年6月量産開始予定、設備投資額約250億円-)

H14.09.10 日東電工(株)LCD用光学フィルム工場を建設表明（既存企業）

(H18.02.01 日東電工(株)光学フィルム関係の増強を発表-2007年3月までに国内・外で1,000億円設備投資-)

H15.03.04 梱包資材（段ボール函）製造工場ユーテック(株)が進出表明

H17.01.12 シャープ亀山第2工場の建設を発表

（2006年10月稼働予定、世界最大サイズ(第8世代マザーガラス)採用、設備投資額 約1,500億円)

(H18.01.11 シャープ亀山第2工場の追加投資を発表-2008年度中までに約2,000億円追加-)

H18.08 シャープ亀山第2工場が生産稼働

H19.08 日本トランスシティ(株)が物流拠点の建設を決定

H23.04 シャープ亀山工場における大型テレビから中小型液晶事業への転換を発表

第1工場（スマートフォン向け中小型液晶生産への転換）

第2工場（一部ラインの中小型液晶向け転換 ※IGZO液晶技術採用）

H24.05 シャープ(株)中期経営計画発表（亀山工場を液晶事業の拠点施設として位置付け）

[液晶関連産業外]

H17.04.11 総合水廻りメーカー丸一(株)新工場建設の立地協定

H19.01.09 丸一(株)亀山工場生産稼働

H19.03 富士運輸(株)等3社が物流倉庫等の建設を決定

H24.03.31 木材加工業者(株)山西新工場建設の立地協定

H25.06.20 (株)山西亀山プレカット工場稼働

H26.09.09 自動車部品メーカー三和パッキング工業(株)新工場建設の立地協定

H27.02.16 金属熱処理加工業者(株)オーネックステックセンター新工場建設の立地協定

亀山市産業振興奨励制度

《改正前》

別表 区分	奨励措置対象条件			奨励措置		
	立地区分	投下固定 資産総額	新規雇用者	奨励金額	各年度 限度額	奨励期間
1	新設/増設	10億円以上	30人以上	指定施設に係る各年度の固定資産税相当額×50/100	1億円	3年
2	新設/増設	200億円以上	100人以上	指定施設に係る各年度の固定資産税相当額×70/100	2億円	5年
3	新設	600億円以上	300人以上	指定施設に係る各年度の固定資産税相当額×90/100	交付限度総額 45億円	15年

《改正後》 平成20年3月31日～

別表 区分	奨励措置対象条件					奨励措置		
	事業区分	事業者区分	立地区分	投下固定 資産総額	新規雇用者等	奨励金額	各年度 限度額	奨励期間
1	条例第3条 第1項第1号 ア及びウ	中小企業者以外	新設/増設/移設	5億円以上	15人以上	指定施設に係る各年度の固定資産税相当額×50/100 + 土地取得価額相当額×10/100×1/3	1億円	3年
		中小企業者	新設					
			増設/移設	1億円以上	増設・移設前 の雇用者数以上			
	条例第3条 第1項第1号イ	***	新設/増設/移設	5億円以上	15人以上	指定施設に係る各年度の固定資産税相当額×50/100		
2	***	***	新設/増設	200億円以上	100人以上	指定施設に係る各年度の固定資産税相当額×70/100	2億円	5年
3	***	***	新設	600億円以上	300人以上	指定施設に係る各年度の固定資産税相当額×90/100	9億円	5年